

# 標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 補償金等の支払い

### （当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急救か・偶然な外からの事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から5章までの規定により旅行者は又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然か・一時に吸入、吸収又は攝取したときに急激に生ずる中毒症状（繰り返しに吸入、吸収又は攝取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

### （用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項及び受注型企画旅行契約の部第2条第1項に定めるものをいいます。

2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該企画旅行行程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ手配したことなく離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその後離脱した時からは「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行行程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害に対しこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行わない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が受け付を行う場合は、その受け完了時

(2) 前号の受け付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時

ニ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設への入場時

4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時

(2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、

イ 航空機であるときは、乗客のみが入場できる飛行場構内からの退場時

ロ 船舶であるときは、下船時

ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### （補償金等を支払わない場合—その1）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令に定めた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の妊娠、出産、早産、流产又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

(8) 旅行者の労働又は拘留若しくは入院中に生じた事故

(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(10) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故

(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合—その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合—その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合に除けなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

(1) 旅行者が別表第1に定める運行を行っている間に生じた傷害

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとも補償金等を支払います。

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であると聞いていません。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合—その4）

第5条の2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死に補償金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### （死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除します。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将常においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のもの）をいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第2の各号の区分に準じ後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)、(3)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事例により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

5 前項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 40万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 20万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 10万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 5万円

3 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、

（海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 20万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 10万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（動物及び植物の支払い）

第10条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、

イ 入院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円

ロ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円

ハ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 2万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（損害額及び損害補償金の支払額）

第11条 当社が損害補償金を支払うべき損害額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生の直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2 損害対象品の1個又は1対についての損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を10万円とみなして前項の規定を適用します。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者1名について1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止等）

第12条 旅行者は、補償対象品についての損害額を支払うべきことを知ったときは、次の手続を怠ることとします。

(1) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(2) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(3) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(4) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(5) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(6) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(7) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(8) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。

(9) 旅行者が損害額を支払うべきことを知ったとき。